

令和3年 第4回浅口市農業委員会議事録

令和3年4月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員 11名			農地利用最適化推進委員 13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	問田 一男	出	金光1	原田 恒明	出
2	欠員	—	金光2	鍋谷 恒久	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	西本 健次	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	高淵 末孝	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 畝山 善生 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第12号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第9号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第10号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和3年5月14日（金））

開会（午後1時28分）

議長 それでは、始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回浅口市農業委員会を開催いたします。

なお、推進委員は13名の参加であります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において11番渡辺委員、13番岡田委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第10号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

681番と682番は関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は2ページになります。

議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和3年4月15日提出。

番号681及び682番については、農地の交換であり関係がありますので、併せて説明いたします。

番号681、土地の所在地、金光町地頭下。地目、田。面積532平方メートル。

譲受人は、金光町地頭下、70歳、会社員兼農業。譲渡し人は、金光町地頭下、87歳、農業。

番号682、土地の所在地、金光町地頭下。登記地目、田。現況地目、畑。面積452平方メートル。

譲受人は、金光町地頭下、87歳、農業。譲渡し人は、金光町地頭下、70歳、会社員兼農業。譲受け、譲渡しの理由は交換です。

譲受人は、両者とも取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、安田委員、補足説明をお願いします。

委員 金光2番安田です。

このてん面は、地図で1ページ、2ページ、3ページ、4ページになります。

まず、681のほうは、1ページ、2ページです。

こちらのほうの譲渡し人のほうからの申出で交換に至っております。譲渡し人が87歳ということで、運転免許を返納したということで、地頭下の変電所がありますが、そこから約200メートルぐらいの地点のところまで、もう車がないので行きに

くいということで、3ページ、4ページになりますけれど682の面に、730番ですが、これを譲渡し人が以前から耕作していたということで、申出をして譲渡し人と話ができたとということで、何ら問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、681番と682番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、683番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 土地の所在地、金光町地頭下。地目、田。面積808平方メートル。

譲受人は、金光町占見新田、31歳、会社員。譲渡し人は、倉敷市西阿知町、58歳、会社員兼農業。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、中古住宅に附属する農地取得であり、取得に必要な下限面積を超えています。農機具の保有状況等、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後、本農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、安田委員、補足説明をお願いします。

委 員 金光2番、安田です。

この図面の略図は3ページ、4ページです。

これは、地頭下に夫婦池という池がありまして、新池、そのほりに消防機庫がありますが、それから北側へ約100メートルほど行ったところでありまして。この中古住宅を借りてということで、この農地の2メートルほど東側にそこの中古住宅があります。そこの住宅は、もう2年ほど空き家になっったということで、今回そこの農地を使うということと、あとその部分の車庫をそこの住宅の方が以前から使ってたということで、引き続きそれをずっと使えるということで、今回の話になったようです。何ら支障はないと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、683番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、685番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 番号685、この土地の所在地は全て鴨方町地頭上です。

685の1、地目、田。面積219平方メートル。

685の2、地目、田。面積505平方メートル。

685の3、地目、畑。面積566平方メートル。

譲受人は、鴨方町みどりが丘、69歳、農業。譲渡し人は、倉敷市玉島、72歳、農業。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。

委 員 7番西本です。

この件は、場所は丸本酒造の東側です。問題はないと思います。

以上です。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、685番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、686番の件について、事務局の説明を求めます。

ただし、安田委員が当事者でありますので、農業委員会法第31条の規定による議事参与制限により、安田委員には当該案件の審議が終了するまで退席をいただきます。

(安田委員 退場)

議 長 では、お願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

番号686番、土地の所在地、金光町地頭下。地目、畑。面積82平方メートル。

譲受人は、金光町地頭下、67歳、農業。譲渡し人は、金光町地頭下、70歳、農業。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、鍋谷委員、補足説明をお願いします。

委 員 2番鍋谷です。

場所は、鴨方町の下水処理場から川沿いに山陽本線側に100メートルぐらい行ったところであります。何ら問題はないと思われれます。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、686番の件についてご異議ありませんか。
 委員 異議なし声
 議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 安田委員には、入室をしてもらってください。
 (安田委員 入場)
 議長 それでは、安田委員に報告いたします。
 686番の案件は許可されました。
 議案第11号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
 690番の件について、事務局の説明を求めます。
 事務局 議案は3ページになります。
 議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について(所有権移転)。令和3
 年4月15日提出。
 番号690の土地の所在は全て金光町占見です。
 690の1、登記地目、宅地。現況地目、畑。面積1,074.64平方メー
 ル。
 690の2、登記地目、田。現況地目、畑。面積249平方メートル。
 690の3、登記地目、田。現況地目、畑。面積149平方メートル。
 譲受人は、岡山市北区、54歳、会社員ほか1名。譲渡し人は、大阪府三島郡、7
 4歳、無職。転用目的は、長屋建住宅。施設の概要は、長屋建住宅1棟397.84
 平方メートル、木造2階建てセメントスレートぶき、駐輪場18台15.99平方メ
 ートル、その他施設1棟2平方メートル、建蔽率27.45%、農地区分は3種で、
 全体面積は1,472.64平方メートルです。事業規模、資力、権利関係、被害防
 除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題ありません。
 以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は
 宅地です。
 議長 次に、鍋谷委員、補足説明をお願いします。
 委員 2番鍋谷です。
 場所は、浅口市立金光中学校の北、川沿いに100メートルぐらいに東へ行ったと
 ころでありまして、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。
 議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。
 委員 なし声
 議長 質疑なしと認めます。
 それでは、690番の件についてご異議ありませんか。
 委員 異議なし声
 議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、689番の件について、事務局の説明を求めます。
 事務局 議案書は4ページになります。
 議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について(賃貸借権設定)。令和

3年4月15日提出。

番号689の土地の所在地は全て金光町占見新田です。

689の1、地目、田。面積、926平方メートル。

譲渡し人は、金光町占見、87歳、農業。

689の2、地目、田。面積1,224平方メートル。

譲渡し人は、金光町占見、83歳、農業。

689の3、地目、田。面積218平方メートル。

689の4、地目、田。面積690平方メートル。

譲渡し人は、金光町占見、72歳、会社員兼農業。

689の5、地目、田。面積838平方メートル。

譲渡し人は、金光町占見、47歳、会社員兼農業。

689の6、地目、田。面積372平方メートル。

譲渡し人は、金光町占見新田、83歳、農業。

譲受人は、いずれも岡山市中区ドラッグストア経営等取扱事業者。転用目的は、店舗建築。施設の概要は、店舗1棟1,528.25平方メートル、駐車場51台901.63平方メートル。農地区分は2種及び3種で全体面積は4,268平方メートルです。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題ありません。また、この申請農地の一部は先般の農振除外の手続を経た案件であり、この農地以外に目的を達成できる他の土地はございません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

転用後の地目は宅地であり、なお許可適当と認められた場合、本案件は3,000平方メートルを超える案件であるため、農地法の規定により次回の岡山県農業会議常設審議委員会へ許可適当の意見を付して諮問をいたします。同委員会での確認等を経て許可が適当と認められた場合、許可書を交付します。

なお、許可は県による開発行為の許可日と同日となります。

議長 次に、鍋谷委員、補足説明をお願いします。

委員 2番鍋谷です。

場所は、すし丸金光店、道路を挟んだ反対側でありまして、何ら問題ありません。よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、689番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、691番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は5ページになります。

議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令

和3年4月15日提出。

番号691、土地の所在地、金光町大谷。地目、畑。面積220平方メートル。

借受人は、勝田郡勝央町、30歳、会社員。貸出人は、寄島町、55歳、会社役員兼農業。転用目的は、一般住宅。施設の概要は、居宅1棟49.68平方メートル、木造2階建て瓦ぶき、建蔽率は22.58%、農地区分は第3種です。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありませぬ。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。

委 員 5番古川です。

これは、位置図が13ページ、14ページにあります、金光公民館のちょうど東、道を挟んだ東側になります。もう周りがずっと宅地になつとるところなんで、何ら問題はないかと思ひます。審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませぬか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、691番の件についてご異議ありませぬか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、692番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号692、土地の所在地、鴨方町六条院中。登記地目、田。現況地目、畑。面積499平方メートル。

借受人は、倉敷市玉島、37歳、会社員。貸出人は、鴨方町六条院中、90歳、農業。転用目的は、一般住宅。施設の概要は、居宅1棟138.26平方メートル。軽量鉄骨造平家建て瓦ぶき、建蔽率29.58%、駐車場2台31.61平方メートルです。農地区分は3種であります。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありませぬ。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 次に、私の担当地区でありますので、ご説明をさせていただきます。

位置図については、15から16ページになります。

旧定月池、今、埋め立てられて住宅地となっておりますが、そこより北に約80メートルの場所に位置します。譲渡人と受取人は、祖母と孫の関係に当たります。田んぼだったところを、定月池が埋め立てられて水が取れないということで、今現在は畑として利用しております。別に問題ないと思ひます。よろしくご審議のほうをお願いします。

ただいま説明しました。質疑はありませぬか。

委員	なし声
議長	質疑なしと認めます。 それでは、692番の件についてご異議ありませんか。
委員	異議なし声
議長	異議なしと認め、許可することに決定します。 議案第12号農用地利用集積計画についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。 ただし、鍋谷委員が当事者となっている案件がありますので、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、鍋谷委員には当該案件の審議が終了するまで退席をお願いします。 (鍋谷委員 退場)
議長 事務局	それでは、お願いします。 議案書は6ページになります。 議案第12号農用地利用集積計画について。令和3年4月15日提出。 説明をいたします。 今回の議案番号第91番から第98番の8件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。 利用設定を受ける者は7名、農地は10筆です。更新が5筆、新規が5筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年以上6年未満が7件、10年以上が1件です。 次に、7ページに移ります。 1、利用権設定の(1)地目別設定面積については、田6,089平方メートル、畑392平方メートル、計6,481平方メートルです。ご審議よろしく願いいたします。
議長	ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委員	なし声
議長	質疑なしと認めます。 それでは、この件についてご異議ありませんか。
委員	異議なし声
議長	異議なしと認め、承認することに決定します。 鍋谷委員に入室をしてもらってください。 (鍋谷委員 入場)
議長	鍋谷委員に報告します。 議案第12号は承認されました。 日程第4、報告事項に移ります。 報告第9号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局

議案書は8ページになります。

報告第9号農地法第18条の規定等による合意解約について。令和3年4月15日提出。

番号678、土地の所在地、鴨方町小坂東。地目、田。面積505平方メートル。借受人は、鴨方町六条院西、60歳、会社員。貸出人は、鴨方町小坂東、55歳、農業。合意年月日、引渡年月日は令和3年3月8日です。

番号679、土地の所在地、鴨方町小坂東。地目、田。面積492平方メートル。借受人は、鴨方町六条院西、60歳、会社員。貸出人は、鴨方町小坂東、54歳、会社員兼農業。合意年月日、引渡年月日は令和3年3月8日です。

番号680、土地の所在地、金光町地頭下。地目、田。面積532平方メートル。借受人は、金光町地頭下、83歳、農業。貸出人は、金光町地頭下、87歳、農業。合意年月日、引渡年月日は令和3年3月11日です。

番号684の1、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積487平方メートル。

番号684の2、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積271平方メートル。

借受人は、鴨方町本庄、94歳、農業。貸出人は、鴨方町本庄、74歳、農業。合意年月日、引渡年月日は令和3年3月16日です。

番号687、土地の所在地、金光町佐方。地目、田。面積856平方メートル。

借受人は、金光町佐方、66歳、農業。貸出人は、金光町佐方、72歳、農業。合意年月日は、令和3年3月18日、引渡年月日は令和3年3月31日です。

番号688、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積372平方メートル。

借受人は、金光町占見、72歳、会社員兼農業。貸出人は、金光町占見新田、83歳、農業。合意年月日、引渡年月日は令和3年3月18日です。

議長

ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員

なし声

議長

質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

報告第10号形状変更届についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書は9ページになります。

報告第10号状変更届について。令和3年4月15日提出。

番号675、土地の所在、鴨方町六条院中。地目、田。面積136平方メートル。

申請人は、代表相続人、笠岡市、絵師、89歳、無職。変更理由は、田を畑とするため130センチ盛土をするものです。

議長

ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員

なし声

議長

質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いします。

①農業者年金について

②委員の秘密保持義務について

③次回の委員会について

議長

本日の委員会は以上で閉会とします。

ご苦労さまでした。

閉会（午後2時02分）

